

議案第 37 号

前橋市道路占用料徴収条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

前橋市道路占用料徴収条例（昭和 59 年前橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.012 を乗じて得た額

」

を

「

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.023 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
その他のもの		A に 0.033 を乗じて		

」

		得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。